

大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に伴う
教職員の勤務労働条件に関する事項について（提案）

1 提案理由

去る令和2年12月の市会本会議において「大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案」が可決され、大阪市立の高等学校を令和4年4月に大阪府へ移管することとなった。

この大阪府への移管に伴い、教職員の勤務労働条件に関する事項について変更が生じるため、令和3年1月に職種別の取扱い及び勤務労働条件について、一旦提示したところである。

その後、大阪府との協議を進めてきたところであり、移管に伴う取扱い等について改めて提示する。

2 提案内容

高等学校の大阪府への移管については、移管後においても学校運営を円滑に行っていくことが大切であり、施設のみならず、生徒に関わる教職員についても大阪府の教職員として継続して勤務いただくことが重要であると考えます。

しかしながら、関係法令等や府の方針等により、職種により取扱いが異なることとなる。

職種毎の取扱い及び勤務労働条件については、別表1～3としてまいります。